

重要事項説明書

株式会社Reライフ

重要事項説明書

(訪問介護・介護型ヘルプサービス・生活支援型ヘルプサービス)

等施設は介護保険の指定を受けています。

訪問介護ヘルプサービス	指定事業者番号	京都市 第 2670501390
介護型ヘルプサービス	指定事業所番号	京都市 第 2670501390
生活支援型ヘルプサービス	指定事業所番号	京都市 第 26A0500429

当事業所は利用者に対して指定訪問介護サービス(介護型ヘルプサービス/生活支援型ヘルプサービス)を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいを次の通り説明します。

1. 事業者概要

事業者名	株式会社Reライフ
代表者氏名	代表取締役 山下 勉仁
所在地	京都市伏見区中島外山町47
連絡先	075-606-1863

2. 事業所概要

事業所名称	e-ケア
指定事業所番号	訪問介護ヘルプサービス 京都市 2670501390 介護型ヘルプサービス 京都市 2670501390 生活支援型ヘルプサービス 京都市 26A0500429
所在地	〒601-8025 京都市南区東九条柳下町27-4
連絡先	電話 075-606-1863 / FAX 075-606-1864
当該事業所の通常の事業実施地域	京都市南区、下京区、東山区、伏見区
損害賠償責任保険加入先	三井住友海上火災保険

3. 事業の目的および運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にある高齢者等に対して、適正な指定訪問介護サービス(介護型ヘルプサービス/生活支援型ヘルプサービス)を提供する。
運営の方針	<p>1) 事業所は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように介護し、日常生活上の援助及び機能訓練を行うものとする。</p> <p>2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護福祉サービスの提供に努めるものとする。</p> <p>3) 事業所は、事業の運営に当たっては、地域や家族との結び付きを重視し、関係行政機関、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、他の介護保険施設、その他の保健、医療または福祉サービスを提供する事業所との密接な連携に努めるものとする。</p>

4. 従業員の職種、職務内容、員数および勤務体制

令和6年4月1日現在

ア 訪問介護、介護型ヘルプサービス

職 種		員 数	勤務体制
管 理 者		1人	常勤・兼務1人
サービス提供責任者		3人	常兼1人・非兼1人
訪問介護の サービス提供者	介護福祉士	4人	常兼2人・非兼1人 常勤・専従2人 非常勤1人
	介護職員初任者研修課程終了 (訪問介護員養成研修2級同等資格)	9人	非常勤9人

イ 生活支援型ヘルプサービス

職 種		員 数	勤務体制
管 理 者 (※1)		1人	常勤・兼務1人
訪問事業責任者 (※2)		3人	常兼2人・非兼0人
訪問介護の サービス提供者 (※3)	介護福祉士	4人	常兼2人・非兼1人 常勤・専従2人 非常勤1人
	介護職員初任者研修課程終了 (訪問介護員養成研修2級同等資格)	9人	非常勤9人

(※1 アの管理者が兼務)

(※2 アのサービス提供責任者が兼務)

(※3 アの訪問介護員が兼務)

5. 営業日および営業時間(窓口対応の営業日および営業時間)

営業日	月曜日から金曜日 ただし、12月30日から1月3日までを除く
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

6. 提供日・提供時間および訪問介護員の担当期間

標準提供日	月曜日から金曜日 ただし、12月30日から1月3日までを除く。 ※上記外についても、利用者等からの相談に応じます。
標準提供時間	午前8時30分から午後5時30分まで ※ 利用者の状況等により、標準外時間のサービス提供も相談に応じます。
標準担当期間	原則として6ヶ月ごとに交替を検討します。 ただし、利用者からの交替希望や、提供曜日および時間帯の変更によっては、期間内での変更もあり得ます。また、事業所の都合で、交替を申し出ることもあります。

7. 利用料金

次ページ以降の単位表によって、ご契約者の利用サービスに応じた利用単位及び加算単位が計算されます。その単位に10.7円を掛けて介護報酬金額が計算されます。介護報酬金額より、介護保険給付費額及び介護予防・日常生活支援総合事業費額を除いた金額をお支払い下さい。

<訪問介護> (1回あたり)

サービス内容・1回あたりの所要時間		単位数	
身体 介護 中心 型	身体介護01	20分未満	163単位
	身体介護1	20分以上30分未満	244単位
	身体介護2	30分以上1時間未満	387単位
	身体介護3	1時間以上1時間30分未満	567単位
	身体介護4	1時間30分以上2時間未満	649単位
生活 援助 中心 型	生活援助2	20分以上45分未満	179単位
	生活援助3	45分以上	220単位
身体 介護 中心 型に 引き続 き 生活 援助 中心 型を 算定 する場 合	身体1生活1	身体介護 20分以上30分未満 生活援助 20分以上45分未満	317単位
	身体1生活2	身体介護 20分以上30分未満 生活援助 45分以上70分未満	384単位
	身体2生活1	身体介護 30分以上1時間未満 生活援助 20分以上45分未満	463単位
	身体2生活2	身体介護 30分以上1時間未満 生活援助 45分以上70分未満	530単位
	身体3生活1	身体介護 1時間以上1時間30分未満 生活援助 20分以上45分未満	646単位
	身体3生活2	身体介護 1時間以上1時間30分未満 生活援助 45分以上70分未満	713単位

<介護型ヘルプサービス>(1月あたり)

- ・生活支援型又は支え合い型ヘルプサービスと組み合わせずに利用する場合(1月あたり)

サービスの内容 【身体介護、又は身体介護と併せて利用する生活援助】		単位数
介護型ヘルプサービス費Ⅰ	1週間に <u>1回程度</u> 訪問	1,176単位
介護型ヘルプサービス費Ⅱ	1週間に <u>2回程度</u> 訪問	2,349単位
介護型ヘルプサービス費Ⅲ	1週間に <u>3回程度以上</u> 訪問 (対象:要支援2)	3,727単位

<生活支援型ヘルプサービス>

- ・介護型又は支え合い型ヘルプサービスと組み合わせずに利用する場合(1月あたり)

サービスの内容【生活援助】		単位数
生活支援型ヘルプサービス費Ⅰ	1週間に <u>1回程度</u> 訪問	987単位
生活支援型ヘルプサービス費Ⅱ	1週間に <u>2回程度</u> 訪問	1,972単位
生活支援型ヘルプサービス費Ⅲ	1週間に <u>3回程度以上</u> 訪問 (対象:要支援2)	3,129単位

サービス提供により加算及び減算される項目 < 全事業共通 >

項目	条件等	単位数
特定事業所加算Ⅱ	訪問介護で利用した合計単位数 × 10%加算/回 ※介護型ヘルプサービス、生活支援型ヘルプサービス対象外	
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算	200単位/回
緊急時訪問介護加算	利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画に無い訪問介護(身体介護)を行った場合に加算	100単位/回
生活機能向上連携加算Ⅰ	訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリ専門職(理学療法士等)が、同時に利用者宅を訪問し、両者共同によるアセスメントに基づき訪問介護計画を作成し、サービスの提供を行った場合に加算	100単位/回
生活機能向上連携加算Ⅱ	上記同加算Ⅰの訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの理学療法士等が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等及び医師が訪問して行う場合	200単位/回
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	訪問介護で利用した合計単位数 × 24.5%	
同一建物等居住者にサービス提供に対する減算	同一建物でサービス提供を行った場合又は、同一建物以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1箇月あたり20人以上の場合)に減算	通常利用単位の10%減算/月
夜間・早朝・深夜加算	夜間(午後6時から午後10時) 早朝(午前6時から午前8時)	通常利用単位の25%加算/回
	深夜(午後10時から翌日午前6時)の加算	通常利用単位の50%加算/回

<注意事項>

- 訪問介護の料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問介護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- 介護保険サービスにおいて、法律等により定められた利用限度額を超えたサービス利用に係る利用料金は、当事業者が別に設定したものとなり、全額が利用者様の自己負担となります。御相談のうえ、御利用ください。
- 利用時間の延長については、居宅サービス計画に定めるところの、当該利用種類に沿って、別途料金を申し受けます。
- 利用者様が保険料を滞納されているなどの理由により、当事業所に対して介護保険サービスに係る給付等が行われない場合、1箇月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。
- 訪問介護において、利用者様の身体的理由もしくは暴力行為等の事情があり、かつ、利用者様又はその家族等の同意を得て、訪問介護員が2人で訪問する場合は、2人分の料金となります。

8. その他の費用

ア 交通費	通常はいただきませんが、利用者の居宅が、通常の事業実施地域以外にあるときには、交通費の実費をお支払い下さい。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施地域を越えて1kmにつき500円とします。	
イ キャンセル料	利用前日の午後5時30分までに利用の中止または日時の変更の連絡をいただけなかった場合 (月額報酬は除く。)	当該基本料金の50%
ウ 訪問介護提供にかかわる諸費用	実費利用者負担となります。利用者の依頼での消耗品等の買い物代金および交通費については、その都度お支払い下さい。	

※イのキャンセル料については、利用者の病変・急な入院などやむを得ない事情のある場合は、キャンセル料はかかりません。

9. 料金の支払いについて

支 払	利用料、その他の費用は、ご利用月ごとに請求いたします。 請求書・領収書は、ご利用月の翌月末頃に利用者宛にお届けします。 原則、金融機関口座から自動引き落としにより、お支払下さい。
	利用料金として請求する金額の中には、利用時間の延長・キャンセル料金も含まれます。また、通常事業実施地域以外でのご利用の場合の交通費実費についても含まれますので、合わせてお支払いください。

10. 緊急時における対処方法

利用者の主治医への連絡を行い、その指示に従います。また、必要なときには緊急連絡先にも連絡します。

利用者の主治医	氏名	
医療機関の名称		
所在地		
電話番号		
緊急連絡先	氏名	続柄
住所		
電話番号		
携帯番号		

11. 虐待防止に関する対応

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (2)虐待の防止のための指針を整備します。
- (3)従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4)事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または擁護者(利用者を現に介護する家族等)による虐待を受けたと思われる利用者を見つけた場合は、速やかに京都市、市町村へ通報します。

12. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、居宅支援事業所等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じます。
- (3) 当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (4) 利用者に対するサービス提供により発生した事故等により利用者の生命、身体、財産に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらない場合は、この限りではありません。

13. 守秘義務

事業者及びサービスの従業員又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又ご家族等の関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。ただし、必要に応じて心身の個人情報を提供する場合がございます。

14. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口(担当者)〔職名〕 管理者 山下 知恵実 電話075-606-1863
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前9時 ～ 午後4時

(2) その他

当施設以外にも地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、各区役所、国民健康保険団体連合会、第三者委員等でも苦情を受付けております。

◆京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談係

〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地 COCON島内

電話:075-354-9090 FAX:075-354-9055

受付時間:午前9時00分～午後5時00分(土・日・祝日は除く)

◆京都府福祉サービス運営適正化委員会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通島丸東入ル 京都府立総合社会福祉5階

電話:075-252-2152 ファックス:075-212-2450

受付時間:月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00(祝日・年末年始は除く)

◆京都市南区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課

〒601-8511 京都市南区西九条南田町1-3

電話:075-681-3296 FAX:075-681-3390

◆その他の苦情申立先

◆伏見区深草支所以外の保健福祉センター 健康長寿推進課 連絡先				◆主な地域包括支援センター	
北区役所	432-1366	南区役所	681-3296	東九条包括	662-3009
上京区役所	441-5106	右京区役所	861-1430	陶化包括	671-2343
左京区役所	702-1069	京北出張所	852-1815	深草北部	621-2544
中京区役所	812-2566	西京区役所	381-7638	深草南部	641-9301
東山区役所	561-9187	洛西支所	332-8111	唐橋包括	694-6222
山科区役所	592-3290	伏見区役所	611-2279		
下京区役所	371-7228	醍醐支所	571-6471		

15. その他

訪問介護の 質の向上	事業所は、訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努力するとともに、介護技術の進歩に対応して適切な介護技術をもって訪問介護にあたります。
訪問介護の 事前説明	事業所は、利用者の家にお伺いし、訪問介護の提供を始める前に、まず利用者に対し、訪問介護の提供方法等についてわかりやすく説明いたします。

標準的な利用者の利用料金額表

【令和6年4月1日現在の状況により計算(参考)】

<訪問介護>

サービス内容… 1回あたりの所要時間		利用者負担額 (1割の場合)	利用者負担額 (2割の場合)	利用者負担額 (3割の場合)	
身体介護中心型	身体介護01	20分未満	238円	477円	
	身体介護1	20分以上30分未満	357円	715円	
	身体介護2	30分以上1時間未満	567円	1,134円	
	身体介護3	1時間以上1時間30分未満	830円	1,661円	
生活援助中心型	身体介護4	1時間30分以上2時間未満	951円	1,902円	
	生活援助2	20分以上45分未満	262円	524円	
	生活援助3	45分以上	322円	644円	
身体介護中心型に 引き続き生活援助中心 型を算定する場合	身体1生活1	身体介護 20分以上30分未満 生活援助 20分以上45分未満	452円	905円	
	身体1生活2	身体介護 20分以上30分未満 生活援助 45分以上70分未満	548円	1,096円	
	身体2生活1	身体介護 30分以上1時間未満 生活援助 20分以上45分未満	662円	1,096円	
	身体2生活2	身体介護 30分以上1時間未満 生活援助 45分以上70分未満	757円	1,515円	
	身体3生活1	身体介護 1時間以上1時間30分未満 生活援助 20分以上45分未満	926円	1,852円	
	身体3生活2	身体介護 1時間以上1時間30分未満 生活援助 45分以上70分未満	1,021円	2,042円	
					716円
					1,076円
					2,492円
					2,853円
				786円	
				967円	
				1,358円	
				1,644円	
				1,987円	
				2,272円	
				2,778円	
				3,064円	

＜介護型ヘルプサービス＞

- ・生活支援型又は支え合い型ヘルプサービスと組み合わせずに利用する場合（1月あたり）

サービスの内容 【身体介護、又は身体介護と併せて利用する生活援助】	利用者負担額 (1割の場合)	利用者負担額 (2割の場合)	利用者負担額 (3割の場合)
介護型ヘルプサービス費Ⅰ 1週間に1回程度訪問	1,567円	3,133円	4,670円
介護型ヘルプサービス費Ⅱ 1週間に2回程度訪問	3,129円	6,258円	9,388円
介護型ヘルプサービス費Ⅲ 1週間に3回程度以上訪問(対象:要支援2)	4,965円	9,930円	14,895円

＜生活支援型ヘルプサービス＞

- ・介護型又は支え合い型ヘルプサービスと組み合わせずに利用する場合（1月あたり）

サービスの内容【生活援助】	利用者負担額 (1割の場合)	利用者負担額 (2割の場合)	利用者負担額 (3割の場合)
生活支援型ヘルプサービス費Ⅰ 1週間に1回程度訪問	1,057円	2,113円	3,169円
生活支援型ヘルプサービス費Ⅱ 1週間に2回程度訪問	2,111円	4,221円	6,331円
生活支援型ヘルプサービス費Ⅲ 1週間に3回程度以上訪問(対象:要支援2)	3,349円	6,697円	10,045円

＜全事業共通＞

サービス内容	利用者負担額 (1割の場合)	利用者負担額 (2割の場合)	利用者負担額 (3割の場合)
初回加算	293円	586円	879円
緊急時訪問介護加算	146円	293円	439円
特定事業所加算日 ※訪問介護事業のみ	訪問介護で利用した合計単位数 × 10%加算/回 × 10.7円		
夜間・早朝・深夜加算	通常利用単位の25%加算/回 × 10.7円		
	夜間(午後6時から午後10時)		
	早朝(午前6時から午前8時)		
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	深夜(午後10時から翌日午前6時)の加算		
	通常利用単位の50%加算/回 × 10.7円		
	訪問介護で利用した合計単位数 × 22.7%/月 × 10.7円		

当事業者は訪問介護サービス(介護型ヘルプサービス・生活支援型ヘルプサービス)の提供開始に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付のうえ、訪問介護のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

株式会社 Re ライフ e-ケア

説明者	職名： サービス提供責任者・訪問事業責任者
	氏名： _____ 印

私は、事業者から重要事項説明書に基づいて重要事項の説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。その他として、介護保険外サービス項目で、希望してサービスを受けた場合に当該サービスの利用料金を支払うことに同意します。

同意日： 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

利用希望者 (同意者)	住所 _____

	氏名 _____ 印

※ 実際に利用者される方の署名欄です。

署名代行者	住所 _____

	氏名 _____ 印 (利用希望者との関係)

※ 本人記入の場合は、署名代行者の記入はいりません。

事業者 京都市伏見区中島外山町47
株式会社 Re ライフ
代表取締役 山下 魁仁

